

平成24年第2回糸魚川市議会定例会会議録 第6号

平成24年3月26日(月曜日)

議事日程第6号

平成24年3月26日(月曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第17号から同第31号まで、議案第55号、
請願第3号及び同第1号並びに発議第1号及び同第2号
- 日程第4 議案第32号から同第39号まで及び議案第46号から同第49号まで
- 日程第5 議案第40号から同第44号まで及び議案第50号から同第52号まで
- 日程第6 議案第45号
- 日程第7 議案第4号から同第16号まで
- 日程第8 議案第53号
- 日程第9 諮問第1号
- 日程第10 議案第56号
- 日程第11 閉会中の継続調査について
- 日程第12 議員派遣について

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第17号から同第31号まで、議案第55号、
請願第3号及び同第1号並びに発議第1号及び同第2号
- 日程第4 議案第32号から同第39号まで及び議案第46号から同第49号まで
- 日程第5 議案第40号から同第44号まで及び議案第50号から同第52号まで
- 日程第6 議案第45号
- 日程第7 議案第4号から同第16号まで
- 日程第8 議案第53号
- 日程第9 諮問第1号
- 日程第10 議案第56号
- 日程第11 閉会中の継続調査について
- 日程第12 議員派遣について

応招議員 26名

出席議員 26名

1番	甲村	聰君	2番	保坂	悟君
3番	斉木	勇君	4番	渡辺	重雄君
5番	古畑	浩一君	6番	後藤	善和君
7番	田中	立一君	8番	古川	昇君
9番	久保田	長門君	10番	保坂	良一君
11番	中村	実君	12番	大滝	豊君
13番	伊藤	文博君	14番	田原	実君
15番	吉岡	静夫君	16番	池田	達夫君
17番	五十嵐	健一郎君	18番	倉又	稔君
19番	高澤	公君	20番	樋口	英一君
21番	松尾	徹郎君	22番	野本	信行君
23番	斉藤	伸一君	24番	伊井澤	一郎君
25番	鈴木	勢子君	26番	新保	峰孝君

欠席議員 0名

説明のため出席した者の職氏名

市長	米田	徹君	副市長	本間	政一君
総務部長	田鹿	茂樹君	市民部長	吉岡	正史君
産業部長	酒井	良尚君	総務課長	渡辺	辰夫君
企画財政課長	斉藤	隆一君	能生事務所長	久保田	幸利君
青海事務所長	扇山	和博君	市民課長	竹之内	豊君
環境生活課長	渡辺	勇君	福祉事務所長	池亀	郁雄君
健康増進課長	伊奈	晃君	交流観光課長	滝川	一夫君
商工農林水産課長	金子	裕彦君	建設課長	串橋	秀樹君
都市整備課長	金子	晴彦君	会計管理者会計課長	山崎	弘易君
ガス水道局長	小林	忠君	消防長	山口	明君
教育長	竹田	正光君	教育委員会教育総務課長	結城	一也君
教育委員会こども課長	山崎	光隆君	教育委員会生涯学習課長		
			中央公民館長兼務	田原	秀夫君
			市民図書館長兼務		
			勤労青少年ホーム館長兼務		

教育委員会文化振興課長
歴史民俗資料館長兼務
長者ヶ原考古館長兼務

小林 強 君

監査委員事務局長 横田 靖彦 君

事務局出席職員

局長 小林 武夫 君 係 長 松木 靖 君
主査 大西 学 君

午前10時00分 開議

議長（古畑浩一君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はございません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

+

議長（古畑浩一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、7番、田中立一議員、21番、松尾徹郎議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

甲村 聡 議会運営委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

甲村委員長。〔1番 甲村 聡君登壇〕

1番（甲村 聡君）

おはようございます。

本日、議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

まず、委員長報告についてであります。総務文教、建設産業、市民厚生各常任委員長から、休会中の所管事項調査についての報告を行いたい旨の申し出があり、これを本日の日程事項とすることで委員会の意見の一致をみております。

次に、議員発議として、発議第1号、「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書及び発議第2号「郵政改革法案」の速やかな成立を求める意見書が、所定の手続を経て提出されております。これを本日の本会議の日程事項とし、委員会の付託を省略し、即決にてご審議いただきたいことで、

委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることと決しました。

日程第2．所管事項調査について

議長（古畑浩一君）

次に、日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件につきましては休会中、総務文教常任委員会、建設産業常任委員会及び市民厚生常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

伊藤委員長。〔13番 伊藤文博君登壇〕

13番（伊藤文博君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、会期中の3月9日に山ノ井保育園（仮称）の改築について所管事項調査を行っておりますので、主な質疑内容についてご報告いたします。

なお、当委員会に付託されました議案第55号、変更契約の締結について一括説明、一括質疑されておりますので、報告については両案件にまたがる内容でありますことをご了解ください。

担当課より、2月14日の委員会以降の経過と今後の方針について説明がありましたので、主な内容についてご報告いたします。

2月20日の設計JV及び受託業者との3者協議、2月22日の糸魚川市顧問弁護士との面接、2月23日に理事者との協議が行われており、経過と今後の方針について説明がありました。

弁護士と面接において、1、隠れた瑕疵が債務不履行で対応可能である、選択権は市にある。2、隠れた瑕疵は約2,700万円だが、責任割合により決定される。3、債務不履行は約1,100万

円だが、責任割合による減額はない。

以上が確認されたことを受けて理事者と担当課の協議により、隠れた瑕疵により設計受託者と再協議する方針が確認されております。

今後の見込みについては、1、クレイズプランとの交渉を継続し、決定後に議案を提出予定である。また、受託業者などとの協議により、2、工事日程を決定する。3、開園予定日を決定する。4、適宜、建築状況等を議会、保護者及び関係者に報告するとされております。

委員より、契約変更の議案も上がってきているが、事業の進行上これは認めてもらった上で、必要な費用については、しっかり請求書を出して回収するというのかという質疑に対し、市長より、そのとおりである。調査の上、弁護士とも協議し、市としての方向性もまとまった。業者の責任を明確にし、補償してもらうために申し入れをしているところであると答弁がありました。

また、設計受託者の責任が明らかになっていない交渉中の段階であり、利益が相反することもあり得る立場での業務遂行に信用し切るわけにはいかない。そのような状況下で、同じ業者に工事監理をやらせるのはいかなものか。第三者的に、工事施工について監督する立場のものが必要であるという指摘に対し、休憩中の議長、正副委員長、理事者、担当課の打ち合わせ、調整を行った後、工事監理に関して、クレイズプランの負担で、市が指名した一級建築士を1名選任して、クレイズプランの業務をその人から監督させたい。また、工事については市の職員が監督員として、発注者としての監督業務やっているわけであるが、通常1名で担当するものを、複数制で監督業務を対応すると報告され、各委員からの質疑応答の中で、この方針については了承されております。

委員より集約の申し出があり、1．第三者の建築士と複数の監督員により厳しいチェック体制を取る。2．混構造から木造への変更だけではなく、エクステンションジョイントの追加などの変更増額費用については、もともと設計者の契約条件違反であることから、厳しい姿勢で責任を追及すること。3．工期、開園時期を明確にし、おくれた場合の責任について明確にして望むことの3点について集約としております。

以上で、総務文教常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 09 分 休憩

午前 10 時 09 分 開議

議長（古畑浩一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、渡辺重雄建設産業常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

渡辺委員長。〔4 番 渡辺重雄君登壇〕

4 番（渡辺重雄君）

おはようございます。

去る 3 月 12 日午後、第 1 委員会室において建設産業常任委員会を開催し、所管事項調査を行っておりますので、経過と結果についてご報告をいたします。

今回の調査項目は、能生谷簡易水道統合整備計画概要についてであります。

本調査につきましては、12 月の議会定例会において能生谷簡易水道の統合に関する条例の改正があり、その折に概要の説明がありました。今後かなりの整備が必要ということから所管事項調査に上げて、さらなる説明と質疑をお願いしたものであります。

担当より、能生谷簡易水道統合整備計画概要に関して、平面図に設備などを図示した資料により説明を受けました。

委員からは、どういう負担で、どのような方法で実施するのかという質問があり、この事業の国庫補助は 4 分の 1 で、残り 4 分の 3 は起債を起すという計画で進めていきたいとの答弁がなされ、これに対して、大規模な改修となるが、公平性に関しては問題がないかとの質問に、この事業そのものは、現在ある施設の更新ということであり、施設にかかわる負担金は既にいただいており、受益者から特別に負担金をちょうだいするという考え方はとっていないとの答弁がなされました。

さらに、この簡易水道の水源は大丈夫なのかという質問があり、新設予定の湯沢川からの取水量を 1,440 立方メートル、既存の 3 施設から 535 立方メートルを予定しているとの答弁がなされ、配管のぐあいが悪いので取りかえと言うが、どの程度であるのかとの質問に対して、能生谷東側で約 37 年から 38 年たっており、道路なりに曲がりあまり使わず布設していったことから、そういう接続部分の漏水がかなりあることと、本管もひびが入ったことが、過去の漏水事故では何件も発生している。使用されている配管のほとんどが、ビニール管であるとの答弁がなされました。

委員から、合併から 7 年経過しており、初めて具体的な状況を聞いたが、早く対応すべきであったし、ここへきて負担金なしで大規模修繕をするというのは不公平ではないかとの質問が再度あり、これに対して、今回、整備をしたい簡易水道は市営の簡易水道であり、合併前は能生町が運営をしていたもので、12 月にそれら 4 つの簡易水道を統合しており、今回の整備計画では、古くなった

部分を整備をさせていただきたいという内容であり、その財源として国庫補助を4分の1、残り4分の3を起債とし、その起債のうち、国から交付税で2分の1が補てんされることになり、残りは水道料金の中で、賄っていかうという考えであるとの答弁がなされました。

委員から、7億円かけて整備したとして、単純に料金計算をした場合どうなるのか。また、昭和50年に町営化されたときに、負担金はどうかであったのかという質問がありましたが、後日調査をして確認の上、報告をしてもらうことにしました。

委員から、簡易水道でも上水道でも、条例で一律に料金を決めていくというのは、これから疑問が残るのではないかと。各事業ごとに料金を設定したり、あるいは安定しているところは、市の事業会計から切り離して、事業運営の民間委託ということも考えてもいいのではないかと。この質問には、これまでの議会の中では、生活に欠かせないことから市で全面的にやるべきと。このことを十分聞いている。水道料金については、合併時の均一化の話の中で論議されたわけだが、それぞれの地域で全く条件が違うことから一本化できず、最終的な案として、早川から能生地域へ水道を引いて、その時点で、全体の水道料金の見直しをしようということによって話が進んでいると認識しているとの答弁がなされました。

委員から、配水池が20メートル上がるのだから、管網広域化によって梶屋敷から持って行く水の量をふやすなどして、給水範囲を少しでも広げて考えるべきであるとの意見があり、これに対して、海洋高校のところに新たに貯水槽をつくるので、その高さまで給水範囲を広げて安定供給できるのであれば有利とも考えるので、今後、詰めてみたいとの答弁がなされました。

現在の地域によって違った料金体系に関しては、実際の料金の確認とともに、意見もありました。

このところ水道事業に関する所管事項調査を通じて、さまざまな課題が浮き彫りにされており、水道計画そのものにかかわる大きな問題も含んでいることから、委員会としては、今後とも各種の調査を続けていくことにしております。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することと決しました。

それでは、引き続き委員長報告を行います。

次に、高澤 公市民厚生常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

高澤委員長。〔19番 高澤 公君登壇〕

19番（高澤 公君）

おはようございます。

市民厚生常任委員会の所管事項調査を報告いたします。

市民厚生常任委員会では、去る3月13日に所管事項調査を行っております。

調査事項は、過去において何回か検討を重ねてきました、産業廃棄物最終処分場適正化についてであります。

今回は、今まで詳細が決まっていなかった浸透水採取槽構造図が提出されたことと、最終的な被覆土採取地が決まったことによる調査であります。

浸透水採取槽は鉄筋コンクリート造りで、容量は150立方メートルであります。150立方メートルの容量は、工事中においては3日分の貯水量で、工事完了後は50日分の貯水量で設計してございます。

構造的には3つの槽に分離されており、1つは沈砂槽、1つは油水分離槽、1つは調整槽となっており、通常は配水管から排水されます。

工事中は1日3回の電気伝導度測定を行い、水質の異常が疑われる場合は直ちに排水を遮断し、水質検査を行い、万一、基準値を超える有害物質が検知された場合は、バキューム車などにより場外へ搬出し、適正処分を行うということです。

また、被覆土につきましては、当初、外部からの土砂搬入を予定していましたが、コストダウンを図るため、近くの糸魚川市所有地から土砂採取することになったとのことであります。

工事期間については、本年5月初旬から、入札、契約行為を行い、6月から工事着工とし、冬期間は工事を中断して、25年11月末には完成させたいとのことであります。

委員からは、浸透水採取槽の構造、機能について質問がありましたが、特段報告することはありません。

ただ、2年間に及ぶ長期工事の進捗状況や廃棄物全量分別状況は、注視していかなければならないと考えております。

このほかにも活発な質疑や意見がございましたが、特段報告することはございません。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することと決しました。

日程第3．議案第17号から同第31号まで、議案第55号、
請願第3号及び同第1号並びに発議第1号及び発議第2号

議長（古畑浩一君）

次に、日程第3、議案第17号から同第31号まで、議案第55号、請願第3号及び同第1号並びに発議第1号及び同第2号を一括議題といたします。

本案につきましては休会中、総務文教常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

なお、関連して発議第1号及び同第2号の説明を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

伊藤委員長。〔13番 伊藤文博君登壇〕

13番（伊藤文博君）

本定例会初日の2月27日において、総務文教常任委員会に付託となりました本案は、去る3月9日に審査が終了いたしておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり議案はいずれも原案可決、請願2件はいずれも採択であります。

議案第17号、糸魚川市名誉市民条例の制定については、旧能生町、旧青海町での名誉町民は、どのような扱いになるのかという質疑に対し、過去に2つの町で名誉町民になっておられた方について、どう取り扱うかということも審議会の中で協議していただくと答弁がありました。

議案第19号、糸魚川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定については、政務調査費は報酬ではなく、特別職の報酬のような県下何番目という比較をされるものとは性質が違うので納得ができない。政務調査費に対する認識の浅さ、薄さを露呈しているという指摘に対し、条例により特別職報酬等審議会にかけ、条例の審議事項に政務調査費が入っているので、必要な資料を提出してご審議いただいた。

事務局側として、議員の皆様が政務調査費を有効に使って重要なものであること、さらには議員の皆様が政務調査の内容を、一般質問でも取り上げていることは申し上げた。その中での結果として、ご理解をいただきたいと答弁がありました。

また、特別職報酬審議会で議員の報酬、政務調査費を決めるというのであれば、人事院勧告によ

ってもカットされるというのは制度として理解できないが、制度としての調整が必要でないかという質疑に対し、平成21年度、22年度の一般職の給与は、人事院勧告に基づき減額の改定をしているが、議員報酬には影響していないので、必ずしも人事院勧告を議員報酬に反映させるということではないと答弁がありました。

ほかにもさまざまな意見が出されておりますが、省略いたします。

議案第26号、糸魚川市博物館条例の一部を改正する条例の制定については、家庭教育の向上に資する活動を行う者とは、具体的にどのような人を指すのかという質疑に対し、子育て支援センター長、学校長、幼稚園長、保育園長、PTAの役員の皆さんなどを想定したものであると答弁がありました。

議案第28号、糸魚川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、基本消防団に対して、機能別消防団の位置づけ、指揮命令系統、いざとなった場合の出動態勢、組織図、補償の問題などはどうなるのかという質疑に対し、資料の追加配付の上で、基本消防団員については改正前と同様である。

人員については、平成24年度は糸魚川消防隊第9分団（小滝）で16名を予定しているが、条例定数内で団長が定める。階級は分団長以下とし、団長が定める。任免要件は市内居住者、年齢は30歳以上、70歳以下で、おおむね10年以上の団員経験者とする。任務は、消防機械器具点検、整備、火災、災害時のみの出動とし、各種行事、訓練への参加はなしだが、消防活動上必要な訓練は行う。年報酬は支給しないが、費用弁償と退職報償金、公務災害は基本団員に準ずると説明がありました。

年齢を30歳以上に限定する必要はないのではないかという指摘に対し、今回は、小滝分団に特化した部分で30歳となっている。小滝では30歳未満の方がいなかった。今後は、要綱の年齢幅は広げて対応したいと答弁がありました。

議案第55号、変更契約の締結について、山ノ井保育園（仮称）新築工事（建築）につきましては、先ほどの、所管事項調査報告のとおりであります。

ほかにも各議案について活発に質疑、答弁がなされておりますが、報告を省略させていただきます。

次に、請願第3号、「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書採択のための請願では、自然災害などの災害時の対策と、テロや武力衝突など政治力や外交交渉で対応できる事態への対応は区別されるべきものであるとのため、本請願には反対すると反対意見が、また、他国との緊張状態において、自衛隊の出動までどれほどの時間を必要とするか。また、その間の有効な避難方法や、自己防衛が各自治体に依存されているが、それに対する上位計画、法律を整備しなければならない。東日本大震災時の原発事故への対応を見ても、事故発生直後の緊急対応にも厳しい状況が認められた。法律を見直し、定めて、いざというときに備えるということは必要なもので願意妥当であると賛成意見が出されています。

継続審査の提案もありましたので、継続審査について起立採決を行い、起立少数により否決され、採択について起立採決を行い、起立多数により採択と決しました。

これにより、本請願は意見書提出を願意としていることから、発議第1号を提出いたします。

これより提案説明を行います。

発議第1号、「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書。

3月11日に発生した東日本大震災における政府の対応は、「想定外」という言葉に代表されるように、緊急事態における取り組みの甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となりました。

世界の多くの国々では、今回のような大規模自然災害時には「非常事態宣言」を発令し、政府主導のもとに震災救援と復興に対処しています。

我が国のように平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、私有物の撤去や土地の収用などの初動態勢に手間取り、救援活動にさまざまな支障を来し、その結果、被害の拡大を招くことも予想されます。

また、最近では領土、領海問題など、自然災害以外にも国民の生命、財産、安全を脅かしかねない事態が発生しています。

平成16年5月には、自由民主党、民主党、公明党の3党が「緊急事態基本法」の制定で合意し、成立を目指しましたが、今日まで制定されていません。

よって、政府及び国会におかれましては、「緊急事態基本法」を早急に制定されますよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣に意見書を提出いたします。

請願第1号、郵政民営化法の速やかな見直しを求める意見書の採択を求める請願では、郵政民営化自体に反対である。この見直し内容は、ユニバーサルサービスを保障する抜本的解決にならないので反対すると反対意見が、また、郵政民営化が地方の切り捨てにつながるということに大変懸念していたが、地域から郵便局が減り過疎化の要因になってきた。制度の見直しを図りながら、国民、市民への利便性向上へ向けての制度の見直しということは必然であると賛成意見が出されております。

起立採決を行い、起立多数により採択と決しました。

これにより、本請願は意見書提出を願意としていることから、発議第2号を提出いたします。

これより提案説明を行います。

発議第2号、「郵政改革法案」の速やかな成立を求める意見書。

平成19年10月、郵政民営化法に基づき、郵便、郵便貯金、簡易保険のいわゆる郵政三事業は、持ち株会社である日本郵政株式会社の下に、それぞれの事業を継承した3つの株式会社が、窓口業務等を郵便局株式会社に委託する形で民営化、分社化されました。

当時、政府は、郵政民営化について、市場における経営の自由度の拡大を通じて、良質で多様なサービスを安い料金で提供することが可能となり、国民の利便性を最大限に向上させるとしており、国民もそれを期待し、支持した経過があります。

しかしながら、現状において、郵便局会社と郵便事業会社が別組織となったことにより、配達を行う郵便事業会社の社員が貯金や保険を扱うことができなくなるなど、サービスの低下が指摘されています。こうしたことは、特に公共機関の利便性が悪い地方の高齢者にとっては深刻な問題であり、郵政三事業のサービスを一体化するなど経営形態の見直しが求められています。

よって、国会及び政府におかれましては、郵便局ネットワークや郵便、貯金、保険の三事業のサービス水準が全国レベルで維持、確保されるよう、郵政民営化法の速やかな見直しを強く要請いた

します。

以上、地方自治法第99条の規定により衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、郵政改革担当大臣に意見書を提出いたします。

以上で、総務文教常任委員会の付託案件審査報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

先ほどは動議の提出のタイミングを間違ひまして、議長をはじめ皆さんに非常にご迷惑をかけました。改めておわびをいたします。

改めて、動議であります。今、委員長報告にありました請願第3号、「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書採択のための請願、これではありますが、実は委員長報告にもありましたように、所管の総文の委員会の中でも申し述べさせてもらったわけでもありますけれども、この案件につきましては、やはり慎重審査の必要があると私は認めますので、この本会議場で皆様に継続審査という形で扱っていくべきであるということをお訴えさせていただきます。これが動議であります。提出をさせていただきました。

以上であります。

議長（古畑浩一君）

ただいま吉岡議員から、請願第3号、「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書採択のための請願について、継続審査とすることへの動議が提出されました。

ただいまの動議に対しまして、賛成者はありますか。

〔挙手なし〕

議長（古畑浩一君）

ただいまの動議につきましては、賛成者なしと認めます。

よって、動議は不成立であります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

池田達夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

池田議員。〔16番 池田達夫君登壇〕

16番（池田達夫君）

日本共産党市議団の池田達夫です。

請願第3号、「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書採択のための請願に対して反対討論を行います。

緊急事態といいますが、その原因も事態の様相も異なる武力攻撃、テロと、自然災害を一くくりにすることが問題であります。このようなことが通れば社会と国民生活のすべてに、いわゆる有事法態勢を持ち込むこととなり、人権侵害が一層拡大するおそれが生まれてきます。

自然災害やテロの脅威から国民の生命、安全を守ることは政治の大きな責任です。しかし、自然災害は人間の力で防ぐことはできませんが、その対策は災害に強いまちづくり、国土づくりを進めること。災害予知能力の向上、消防力や救援体制、避難体制の強化、充実などで対応できます。

一方、テロについては、それを起こさせないことこそが必要であります。そのためには国連憲章に規定された平和の国際秩序を擁護し、この秩序を侵犯、破壊するいかなる考え方、行動にも反対することです。さらには国際社会での世論を高め、共同の行動を発展させていくことなどが中心になるべきだと考えます。その努力も行わないで、不穏な動きによる緊張は高まるばかりですと言っても事態は解決をしません。とりわけ日本においては、憲法9条に基づく自主独立の平和外交を強力に推進すべきであると考えます。

最後に、この問題での憲法研究者のアピールを紹介いたします。

人権制約が受容される場合がある自然災害と、予想が付き、外交上などの措置が検討されるべき武力攻撃を一緒くたに緊急事態としているところに根本的な欠陥を持っている。このように、このアピールは問題の核心を指摘しております。

以上で、反対討論を終わります。

引き続き、請願第1号、郵政民営化の速やかな見直しを求める意見書の採択を求める請願に対して、反対討論を行います。

請願の内容は、郵便局の実態と住民要求を一定程度を反映したものになっております。しかし、請願の結論は、郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書を提出するようになっております。

まず、指摘しなければならないのは、現在の郵政改革法案の成立で、郵政民営化による矛盾は解決をしないということであります。郵政民営化は小泉構造改革の本丸とされ、2005年の国会では100時間を超える審議が行われました。しかし、その見直しを掲げる法案はわずか6時間、1日で審議を打ち切ったこと、これは重大であります。まだまだ議論が不足していると言えます。

また、法案の中身も小泉改革の郵政民営化法によって廃止された金融のユニバーサルサービス、郵貯、簡保の全国一律サービス義務を回復し、保障するものになっていません。これでは金融のユニバーサルサービスの保障を求める国民の声にこたえられず、民営化の見直しの名に値しないと言わざるを得ません。

郵政事業のあり方については利潤の追求ではなく、公共の福祉の増進を事業の目的としてはっきりさせる方向への改革が必要だと考えます。郵便、貯金、保険など、全国2万4,000余の郵便局ネットワークによって提供されている生活に不可欠なサービスを、全国一律で保障する公的事業体として再生することを目指すべきです。郵政民営化見直しの基本方向としては、緊急のユニバーサルサービスの義務づけ、1社体制、公的事業体、この3点が必要だと考えます。

以上で、反対討論とします。

議長（古畑浩一君）

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

改めて、先ほどは失礼しました。

請願の第1号、郵政民営化の速やかな見直しを求める意見書の採択を求める請願について、賛成の討論をさせていただきます。当日、総文の委員会の中でも申したんですが、改めてもう少し言わせていただきます。

郵政民営化法が施行という形で動き出したのは平成19年、これは請願の中にもありましたが、その前の何年間というのは、いわば小泉郵政改革の波で世の中が動かされた会同期間でもありました。その折、私は現場の方々とお話をさせてもらう機会がありました。皆さんの主張、訴えは、今回の請願の趣旨の原型でもあったと私は記憶しております。至極もったもな主張、さらには訴えでありました。そして同法施行後の平成23年、私が議会へカムバックしてであります。同じく現場の方々とお話をさせてもらいました。これは私だけではありません、複数の議員の方々も一緒でありました。同じような主張、訴えがありました。そしてさらに今回の請願であります。主張、表現の強弱などに当時の、私が今取り上げました2回の機会、それと今回の請願、強弱、あるいは中身に若干の違いはあります。しかし、あるものの郵政改革の流れに巻き込まれ、民営化への道をたどったことについての見直しといいたいでしょうか、たとえ1歩ずつでも、それを改めていかなきゃならんという、こういう思いを求めていることだけはどうかがえます。

ということで、過去の私の思いからして、経験からして、請願第1号、郵政民営化の速やかな見直しを求める意見書の採択を求める請願、この骨の部分認め、賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

議長（古畑浩一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

お諮りをいたします。

発議第1号及び第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会の付託を省略することと決しました。

これより議案第17号、糸魚川市名誉市民条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第18号、糸魚川市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第19号、糸魚川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第20号、糸魚川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第21号、糸魚川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第22号、糸魚川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第23号、糸魚川市基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第24号、糸魚川市理科教育センター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第25号、糸魚川市児童デイサービス施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第26号、糸魚川市博物館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第27号、糸魚川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第28号、糸魚川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第29号、糸魚川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第30号、辺地に係る総合整備計画の策定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第31号、財産の譲与についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第55号、変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、この際、議事の都合により、発議第1号及び同第2号につきまして先議いたします。

お諮りいたします。

これより発議第1号、「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書を採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（古畑浩一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

なお、このことにより、請願第3号、「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書採択のための請願については、採択すべきものとみなします。

次に、発議第2号、「郵政改革法案」の速やかな成立を求める意見書を採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（古畑浩一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

なお、このことにより、請願第1号、郵政民営化法の速やかな見直しを求める意見書の採択を求める請願につきましては、採択すべきものとみなします。

議長（古畑浩一君）

暫時休憩をいたします。

再開を11時5分といたします。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 開議

議長（古畑浩一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第4．議案第32号から同第39号まで及び議案第46号から同第49号まで

議長（古畑浩一君）

次に、日程第4、議案第32号から同第39号まで及び議案第46号から同第49号までを一括議題といたします。

本案につきましては休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

渡辺重雄建設産業常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

渡辺委員長。〔4番 渡辺重雄君登壇〕

4番（渡辺重雄君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました本案について、去る3月12日に審査を終了しておりますので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査における主な質疑につきまして、ご報告をいたします。

議案第39号、契約の締結について。内容は、糸魚川駅自由通路新設工事委託であります。委員からは、随意契約ということであるが、議会の特別委員会、そして地元の意見などを反映した契約であるかとの質問がなされ、今年度締結をお願いしている部分については、特別委員会にも内部パースなどを議論していただき、基本的に構造にかかわるものについては了解をいただいた。中の若干デザインやサイン、掲示物の表示などは、契約を結んだ中でも調整がきくところであるとの答弁がなされました。

そのほかの議案につきましても若干の質疑が交わされたものがありますが、特段ご報告を申し上げる事項はございませんでした。

以上で、建設産業常任委員会の委員長報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第32号、糸魚川市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書に規定する区域及び規模を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第33号、糸魚川市農林水産事業に関する分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第34号、糸魚川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第35号、糸魚川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第36号、糸魚川市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第37号、糸魚川市水道事業及びガス事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第38号、市道の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第39号、契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第46号、平成23年度糸魚川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第47号、平成23年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計補正予算（第4号）について採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第48号、平成23年度糸魚川市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第49号、平成23年度糸魚川市水道事業会計補正予算（第3号）について採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

日程第5 . 議案第40号から同第44号まで及び議案第50号から同第52号まで

議長（古畑浩一君）

次に、日程第5、議案第40号から同第44号まで及び議案第50号から同第52号までを一括議題といたします。

本案につきましては休憩中、市民厚生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、暫時休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時12分 開議

議長（古畑浩一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま「休会中」と言うべきところを「休憩中」というふうに発言をいたしました。もう一度やり直します。

本案につきましては休会中、市民厚生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

高澤 公市民厚生常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

高澤委員長。〔19番 高澤 公君登壇〕

19番（高澤 公君）

本定例会初日に、市民厚生常任委員会に付託されました本案につきましては、去る3月13日に審査を終了しておりますので、その経過と結果について報告をいたします。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案については原案可決であります。

審査の過程における主な事項をご報告します。

議案第40号は、糸魚川市暴力団排除条例の制定ですが、市民の安全・安心の確保と社会経済活動の健全な発展に寄与するために制定するものであります。

委員は、条例制定に反対するものではありませんが、質問といたしまして、暴力団員、あるいはそれに類する人たちに、市民の善意に基づく注意などをして争い事が起きた場合、条例制定をしてどのような対処方法を考えているか。

1つとして、青少年健全育成会議やその他の市民団体とどのように連携していくのか。入浴施設やその他の公共施設などにどのような形で周知し、広報するのか。暴力団は広域化していて、その手口も巧妙になっている。市民の安全・安心と今回の条例制定は、どのような関係があるのかなど質問がございました。

答弁として、今でも青少協やその他の団体で、警察と密接な関係をとっているところもあります。しかし、条例を制定すれば事が足りるという問題ではないと思っております。今指摘された問題だけでなく、今後はいかにして、市民の安全・安心を守っていくかが大事なことと思っておりますとの答弁がありました。

本条例施行は6月1日からでありますので、今後の方針、対策などを、もう一度報告していただくことといたしております。

議案第41号は、糸魚川市墓地等の設置場所及び構造設備の基準に関する条例制定です。

多少の質問が出ましたが、特段報告することはございません。

議案第42号は、糸魚川市市税条例の一部を改正する条例の制定ですが、これは国の地方税法などの一部改正に伴い所要の改正を行うもので、主なものは退職所得に係る10%の税額控除の廃止をするものであります。糸魚川市の対象者は22年度決算ベースで56名となり、全体で132万3,000円の市民税増額となるものであります。

対象者数、税増収額につきましては、条例改正後の基本的な変更部分で、その質問に対する答弁は2回も休憩時間を取り、その上、最初の答弁の訂正を行うなど、議案提出に対する緊張感が見られませんでした。上位法令の改正に伴う条例改正ですが、変更点、市民への影響の有無などはしっ

かりととらえ、議案上程に臨んでいただきたいと思います。

議案第43号は、糸魚川市介護保険条例の一部を改正する条例制定であります。これは第4期から第5期への移行時には、保険料基準額を月額1,240円増額するものであります。

さまざまな視点、角度から、活発、真剣な質疑、意見が出ました。今定例会初日の所管事項調査報告でも申し上げましたように、今回この条例を制定しなければ、各サービスを受ける市民に影響が出るおそれがあり、サービスがおくれるおそれがあるということでもあります。また、将来の第6期、第7期にまで影響を及ぼすことなど、委員も大変苦しい決断を迫られるところでありました。

採決は起立採決とし、賛成多数でしたが、賛成の委員の中からも多くの苦言が出ております。

行政側に重ねて申し入れますが、議案上程までのプロセスをもっと重要なことととらえていただきたいと思います。

議案第44号は、糸魚川市医療技術者修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定ですが、これは修学資金貸与の条件緩和と貸与資金の増額にあわせ、その額を修学者が選択できるようにするものであります。

多少の質疑がありましたが、特段報告することはありません。

議案第50号、平成23年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議案第51号、平成23年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)、議案第52号、平成23年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、以上の3件につきましては、特段報告することはありませんし、異議なく可決することに決しました。

このほかにも活発な質疑や意見がありましたが、特段報告することはありません。

以上で、市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

議長(古畑浩一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

池田達夫議員。

議長(古畑浩一君)

池田議員。〔16番 池田達夫君登壇〕

16番(池田達夫君)

日本共産党市会議員団の池田達夫です。

議案第43号、糸魚川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてに対して、反対討論を行います。

今回の条例改正は、計画期間を平成24年度から26年度とする、糸魚川市第5期介護保険事業計画、高齢者福祉計画に基づくものです。

今回の第5期介護保険料は、第4段階の基準額で、第4期の月額4,620円を1,240円増の

5,860円に改正するものとなっております。年額では第4期の5万5,440円から、第5期は1万4,880円の増額となり、年間で7万320円となるもので、増額の率は26.8%と大きな負担増となっております。

まず、市民にこれ以上の負担をかけてはならないということです。

現在の市民生活を見れば、平成16年度からの1人当たりの市民所得は253万8,000円から、平成20年度には234万円と大きく下がってきております。平成16年度から見れば19万8,000円の減、92.2%までに落ち込んでおります。このようなときに第4段階の基準額で、1人年間1万4,880円もさらなる負担を強いることとなります。市民の生活の実態を考えるべきであります。

次には、市民への説明不足の問題です。

3月に入って実施された介護保険説明会は、青海地域ではわずか1名、糸魚川地域でも4名、能生地域では21名の、合計しても26名の参加しかありません。お気軽にご参加くださいと呼びかけても、このような参加の人数で市民への説明を果たしたとは到底言えません。

さらには今回の値上げ額の根拠について、議会の説明も不十分となっていることであります。

以上により、今回の条例の改正には反対をいたします。

議長（古畑浩一君）

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

議案第43号、糸魚川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてについて、反対討論をいたします。

当案件については、所管の市民厚生常任委員会においても甲論乙駁ありました。今の委員長報告の中にも、いろんなそういう中身が触れられておりましたけれども、批判、あるいは苦言、こういったものもありました。結果、4対3というきわどさで通ったものであります。

金がなければ介護もできないじゃないか、だから保険料値上げ、こういう論は確かにそのとおりかもしれません。しかし、だからといってそういう論理だけで物事が進められるとなりますと、何のために議会があって、何のために批判があって、何を言っているのか、それすらも閉ざされることになってしまう。そういう中で物事が進められていってはいけない、私はそう思います。ですから、その辺は私は一番言いたい。

今言いましたけれども、もともと介護保険というのは、主人公というのはどちらかというと弱い立場の人であります。私だって同じ立場であります。だれだってそうなる。そしてそういう人々、あるいは人たちと言いましょか、月々それが1,240円、1,000円であろうが、さらにはそれが2,000円であろうが、非常に痛く暮らしにのしかかってきます。

むしろ今ほどの委員長報告、あるいは前に述べた反対討論の池田議員も言いましたけれども、やはりそういったところへ至るまでの道程というものを、もっと大事にしなきゃならない。これも含めまして、一般会計からの繰り出し、あるいは繰り入れの道、あるいはもっと根本的に言えば、こ

ういった形で介護給付費の仕組みをつくっておいてそれでいいのか。それ自体の見直しというものが、今求められているのではないか。そんな運動と連動させるなどの道を、もっとしつこく取り組んでいくのが我々の道ではないかと、こう思っております。

ということで、議案第43号、糸魚川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、反対せざるを残念ながら得ません。以上、反対討論とさせていただきます。

以上であります。

議長（古畑浩一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第40号、糸魚川市暴力団排除条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第41号、糸魚川市墓地等の設置場所及び構造設備の基準に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第42号、糸魚川市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第43号、糸魚川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（古畑浩一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第44号、糸魚川市医療技術者修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第50号、平成23年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第51号、平成23年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第52号、平成23年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

日程第6．議案第45号

議長（古畑浩一君）

次に、日程第6、議案第45号、平成23年度糸魚川市一般会計補正予算（第8号）を議題いたします。

本案につきましては休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

伊藤委員長。〔13番 伊藤文博君登壇〕

13番（伊藤文博君）

本定例会初日の2月27日において、議案第45号、平成23年度糸魚川市一般会計補正予算（第8号）のうち、総務文教常任委員会に分割付託となりました部分につきまして、去る3月9日に審査が終了いたしておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

総務課、東日本大震災関係部分では、東日本大震災から1年になるこのときに、避難者受け入れでの教訓や、ボランティア活動等でご協力いただいた市民の皆様に対する感謝の気持ち、避難されてきた方から寄せられたさまざまな感謝の言葉や文章などを公開して、市民の皆様には感謝するとともに、教訓を生かしていくことを考えているかという質疑に対し、避難者の皆様からいただいた寄せ書きを1階の市民ホールに掲示をして、市民の皆様からはごらんをいただいた。一連の活動はまとめることができたので広報などで周知し、今後の防災計画に生かしたり、市民ボランティア等にお礼をあらわすような形をとっていきたいと答弁がありました。

消防本部関係部分では、消防団防災機器整備事業において、消防団の備品購入費の救命胴衣購入は、消防団のどの範囲に配布されるのかという質疑に対し、糸魚川市消防団が72部あり、全体に5着ずつ配布して、360着を配布する予定であると答弁されております。

教育委員会関係部分では、中学校暖房設備整備事業において、委員より、中学校の暖房改修工事は、どういう暖房システムで改修するのか。新エネルギーへのシフトは検討されたかという質疑に対し、今回の青海中学校については、24年度実施の計画であったが、文部科学省、県から、前倒しで取り組めるものはないかという問い合わせにより手を挙げて、文部科学省の補助金がついた。青海中学校は配管が既にあるので、それを生かしてということになると、他の機器への入れかえはなかなか難しいと答弁がありました。

糸魚川市民会館リニューアル事業において、委員より、市民会館のリニューアル事業の経費内訳は527万円の減額である。入札によって設計業者が決まったのだが、予定価格、入札参加者数、など設計業者を決定する過程の詳細はという質疑に対し、制限付一般競争入札で行った。税抜きの予定価格は5,518万円。落札決定価格は、同じく税抜きで1,380万円である。入札参加業者はJVも含めて5団体であり、落札者は株式会社細貝建築事務所、長岡市の事務所であると答弁があり、また、低価格での入札であり、大丈夫なのか。設計の多くは人件費であり、予定価格の3分の1でも4分の1でも、契約するからには、その金額で当初の目的を達成させる、仕事を担保する責任は契約者、発注者側にあるが、どのように担保するのかに対し、設計事務所とは、いろいろなことで打ち合わせをしている。正直なところ心配の部分もあるので、その点も大いにぶつけて、期待に沿えるようなものにするよう真剣に取り組んでいると答弁がありました。

ほかにも若干の質疑がありましたが、省略いたします。

以上で、総務文教常任委員会の補正予算審査報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

次に、渡辺重雄建設産業常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

渡辺委員長。〔４番 渡辺重雄君登壇〕

４番（渡辺重雄君）

本定例会初日に、当建設産業常任委員会に分割付託となりました本案について、去る３月１２日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告をいたします。

審査の結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告を申し上げます。

建設課関係では、除雪機の貸与事業で、今年度は５台購入ということで、今冬のような豪雪の場合は、この除雪機の利用は大変ありがたい。今後も引続き貸与を続けるのかどうかという質問があり、これに対し、今年度は５台購入し、入れかえ２地区、新規３地区に対応した。

この制度の期限は２５年度の３月末までとなっており、今回の豪雪で多くの要望もあることから、今後も継続をしていきたいとの答弁がなされ、さらに委員からは、除雪機的能力を今の除雪機より大型にする考えはないか。また、今まで貸与されてきた除雪機の買いかえの時期が来た場合の買いかえの考え方について質問がなされ、これに対し、この制度で対象となっている除雪機は除雪幅が１メートル以上、２０馬力以上であり、現在、除雪幅１１０センチ、２５馬力というもの貸与している。これ以上大きいものは回転が速いとか、パワーがあるという点では利用価値があると思うが、各地区とも高齢化してきていることから、安全面も考えて現在貸与している機械を継続していきたい。

更新については、１０年たつと県の制度で更新が認められているので、今のところの制度は２５年度までであるが、担当課としてはさらに延ばして、古くなった機械を入れかえるような方向で、地域の皆さんの要望にこたえていきたいと考えているとの答弁がなされております。

同じく建設課関係ですが、道路新設改良費の道路新設改良事業では、寺島浜６号線ほか１１路線で減額補正があるが、中でも用地交渉が進まず減額という路線があるが、２３年度予算を組むときに、用地交渉の話は全然なかったのかとの質問がなされ、地域の皆さんで用地を固めるということで要望をいただいて予算計上をしたが、地元にはいない地権者の方を地域の皆さんで説得できずに、路線を今回決めることができなかったという答弁がなされ、要望が多くある中で、交渉が完全にかないところを予算に盛るとするのは、行政の進め方としてはまずいという強い指摘があり、これに対し、今後の対応の中で、しっかり話のできたものから計上していくように努めていきたい。今回の事業については、地域全体の要望であることから、今後とも地権者等に十分話を進める中で、取り組んでいきたいとの答弁がなされました。

この他にも質疑が交わされておりますけども、特段報告する事項はありません。

以上で、建設産業常任委員会の補正予算審査報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

次に、高澤 公市民厚生常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

高澤委員長。〔１９番 高澤 公君登壇〕

19番（高澤 公君）

議案第45号、本定例会初日に、市民厚生常任委員会に分割付託となりました関係部分につきまして、3月13日に審査が終了してしますので、その経過と結果について報告いたします。

審査の結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

福祉事務所関係では、3款1項4目、老人福祉費の地域密着型施設整備支援事業の経費内訳では、委員から、支援事業費の当初予算では、県支出交付金1億2,960万円の歳入を見込んでいたものが半額の6,480万円となり、その減額の分を一般財源からの充当としているが、どうしてかとの質問に、整備施設は2カ所ありますが、当福祉事務所での補助要綱の理解不足により、本来ですと1カ所当たりで1単位とすべきところ1カ所を2ユニットの単位とし、4ユニットの分の交付申請を行い認可を受けていたということですが、しかし、県との協議を重ねる中で、本来の2カ所で2単位となるのが判明し、交付金が半分減額されたものであります。申請時に県との十分な確認作業が足りなかったことを、おわび申し上げますとの答弁がございました。

健康増進課関係では、4款、衛生費、1項2目、保険事業費、健康づくりセンター管理運営事業、これは健康づくりセンターはびねすの指定管理料にかかわることではありますが、はびねすの指定管理料が540万円の増額補正となっております。

委員から、指定管理料の変更は、指定管理料の考え方、積算の仕方に問題があるのではないか。入り込みデータを見ると、はびねす利用者がふえているようだが、利用者がふえて市の持ち出しがふえるようだとの質問に、指定管理契約の段階で、利用してみなければ詳細な経費がわからなかった新しい施設であったこと。また、利用人数によって、水道、下水道、電気、ガス使用料が、どのような値で出てくるかわからなかったことにより、光熱水費は実績を見ての精算としていましたとのことであります。当初の指定管理契約は3年間のため、今回、ワンサイクルの実績状況を勘案し、その後、明確な金額で指定管理契約を結ぶ予定ですということであります。

なお、引き続き指定管理者には経費削減に努めるよう指導していきますとの答弁がございました。

4款1項5目、医療費対策費、医療施設等設備整備事業、これは病院群輪番制病院設備整備事業の補助金にかかわることでありまけれども、内容は、当初、糸魚川病院に、国・県補助制度を利用して電動手術台を設置する予定でありました。しかし、東北大震災の影響により、当市の整備事業に補助金がつかなくなってきたため一般財源で補てんをし、電動手術台の施設整備を進めるものであります。

その他、市民課、環境生活課部分に関係する補正は、多少の質問がありましたが、特段報告することはございません。

以上で、市民厚生常任委員会の補正予算の報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、

これにて討論を終結いたします。

お諮りをいたします。

これより議案第45号、平成23年度糸魚川市一般会計補正予算（第8号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

日程第7．議案第4号から同第16号まで

議長（古畑浩一君）

次に、日程第7、議案第4号から同第16号までを一括議題といたします。

本案については休会中、予算審査特別委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

倉又 稔 予算審査特別委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

倉又委員長。〔18番 倉又 稔君登壇〕

18番（倉又 稔君）

予算審査特別委員会の審査報告を行います。

本定例会初日に設置されました予算審査特別委員会に付託となりました議案は、議案第4号、平成24年度糸魚川市一般会計予算、議案第5号から同第14号までの特別会計予算10件、議案第15号及び同第16号の企業会計予算2件、計13件であります。

審査は、去る3月14日から16日まで、及び19日の4日間にわたり委員会を開催しました。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

審査過程における主な内容について報告いたしますが、当特別委員会は、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、詳細な内容についての報告は省略して、要点のみの報告といたしますので、ご承知おき願います。

初めに、議案第4号、平成24年度糸魚川市一般会計予算について報告をいたします。

歳出の4款3項、清掃費では、須沢ごみ処理施設の運転管理委託費の更改により、委託費の大幅な増額に関して各委員から多くの質疑を経た後、委員より集約の提案があり、ごみ処理施設の運転管理委託に関しては、最終処分場に水銀化合物を廃棄した問題を含め、議会の審査を経て合意に達するまで長い時間をかけ受託者と協議をし、平成24年度より2億5,800万円と決定したが、この経費は、予算上は、ごみ処理施設管理運営費及びごみ処理施設修繕事業費にまたがっているため、合計の経費が不明確になっている。委託決定の経過からも市民や議会に対して十分な説明を尽くすこと。また、今後の運用については補正、決算対応時なども含め、常に明確な対応により進め

ることを強く求めるとの集約がなされました。

7款1項、商工費では、委員より、スカイパーク事業費の指定管理者である火打山麓振興株式会社の社長を市長が兼ねていることは、数年前より指摘しているが好ましい状況ではない。また、指定管理料が毎年増額しているが、本来、指定管理料は一定のもので、増額すること自体がおかしいのではないかとの問いに、予算書に計上されている指定管理料の中には、一定の指定管理料のほかにも大規模修繕費が含まれているとの答弁があり、委員長として、1、火打山麓振興株式会社の社長が市長であることは、利益相反行為になりかねないことから、資産の所有権の帰属と経営を分離して、市長が社長を兼務しなくても安心した経営が行える体制の工夫などをし、抜本的改革を考えること。2、指定管理料に大規模修繕費も含まれているが、指定管理料と大規模修繕費は内容が違うため、明確に区別をした経費内訳にすることの2点を集約事項として提案し、全会一致により集約されております。

次に、議案第8号、平成24年度系魚川市介護保険事業特別会計予算についてを報告いたします。

平成24年度は、第5期介護保険事業計画策定の年であり、その中心となる介護保険料が幾らになるかは、議会だけでなく、市民の大きな関心事になっている。特に第5期介護保険料は、大幅な増額となっているため、その根拠などを早目に資料で示しながら、議会に説明すべきではないかという強い意見がありました。

議案第13号、平成24年度系魚川市簡易水道事業特別会計予算については、委員より、今回の能生谷簡易水道統合整備計画は、系魚川市水道ビジョンの中には計画されていたが、実施計画は策定されていない。このような大きな事業は実施計画により、段階を踏んで常任委員会への報告や調査を経て実施するのが当然ではないかとの強い意見がありました。

また、他の委員より、小規模水道組合を統合して公営の簡易水道事業とするときに多額の負担金を支払う地域と、旧青海町のように負担金のない地域がある。同じ市内で不平等ではないかとの問いに、これは合併前の旧市町の当時の定めによるもので、負担金だけでなく水道料金にしても水源が1つになったときは、その水源ごとに料金を考えていく必要があり、水源が1つになったときに料金を見直し、同じ料金で対応していくことが基本と思っているとの答弁がありました。

そのほかにも各会計において多くの質疑が行われましたが、報告を省略いたします。

最後に、4日間熱心な、しかも長時間の審査にもかかわらず、委員各位並びに行政の担当各位には議事進行にご協力を賜り、無事大役を果たすことができましたことに対し、副委員長とともに感謝とお礼を申し上げます。

以上、委員長報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

暫時休憩といたします。

昼食時限のため13時まで休憩といたします。

午前 11時53分 休憩

午後 1時00分 開議

議長（古畑浩一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

池田達夫議員。

議長（古畑浩一君）

池田議員。〔16番 池田達夫君登壇〕

16番（池田達夫君）

日本共産党市会議員団の池田達夫です。

議案第4号、平成24年度糸魚川市一般会計予算に対して、反対討論を行います。

一般会計の総額は約297億1,000万円で、前年比3.8%の伸びとなっています。当初予算としては、過去最大の規模とのことであります。

歳入では、個人市民税4.1%の増、固定資産税で2.7%の減、市税全体として0.1%の増となっております。地方交付税では実質的な交付税は1億円減の93億円、市債は全体として11.9%の大幅な増となっております。

歳出では、糸魚川総合病院救急外来棟、糸魚川駅自由通路等駅周辺整備、小・中学校改築、地区公民館整備など大規模な建設事業が多くあり、普通建設事業費が38.4%の大幅増となっております。款でいうと、民生費18.8%、土木費18.1%、教育費16.7%、公債費13.6%の順になっております。依然として厳しい経済状況が続く中で、どの施策を優先させるかが鋭く問われていることとなります。市民の福祉と暮らしの向上を図り、安心・安全な生活を送れる糸魚川市をつくり出すことが重要であると考えます。

初めに、4款、衛生費、健康増進施設助成事業です。

新年度には、今年度に引き続き3,000万円が計上されております。内容は、糸魚川地域のひすいの湯への補助金です。ひすいの湯は平成6年12月に営業を始めてから17年が経過し、この間の補助金は6億4,500万円となっており、その金額は建設費の5億8,000万円を既に超えるものとなっております。この補助金のあり方が大きな問題です。先に補助金ありきのようやり方を改めるべきです。糸魚川市として、基本的な考えをしっかりと持つべきだと考えます。

同じく、虫歯予防事業についてです。

日本弁護士連合会による2011年1月の集団フッ素洗口・塗布の中止を求める意見書は、安全性、有効性、必要性、相当性、使用薬剤安全管理、追跡調査、環境汚染に対して、さまざまな問題点が認められるとし、日本における集団によるフッ素洗口・塗布による施策遂行には違法の疑いがあると指摘をし、その中止を求めています。糸魚川市としてもこれを真摯に受けとめ、その対応を図るべきです。

フッ素洗口については、このような賛否両論があり、リスクの有無の両論がある場合は、リスクがないほうを採用するのが教育現場のとるべき姿ではないでしょうか。

次に、7款、商工費、スカイパーク振興事業です。

能生地域のシャルマン火打スキー場、グリーンメッセやすらぎ館の事業ですが、このうち指定管理料は大規模修繕を含め7,900万円となっております。一方、根知のシーサイドバレースキー場の指定管理料は3,100万円です。市が所有するこの2つのスキー場に対する支出の限度額、収支の改善、経営のあり方など、抜本的な対策が必要となっております。

とりわけ、シャルマン火打スキー場の社長人事の問題は重大であります。社長は現在の糸魚川市長から、民間人の別の人に交代すべきです。こういった緊急の課題とともに、この事業への抜本的な対策がなされておられません。

最後に、10款、教育費、中学生海外派遣事業についてです。

昨年と同規模で、8月に中学生30人を香港へ派遣するのに約480万円が計上されています。対象となる新3年生は399人であり、全体の7.5%です。こういった取り組みは、義務教育の段階ではふさわしくありません。小・中学校という義務教育段階では、基礎学力の向上のための施策を中心にすべきであり、もしジオパーク関係の事業だとしても、みんなが参加できる義務教育にふさわしい形での事業を検討すべきだと考えます。

続いて、議案第8号、平成24年度糸魚川市介護保険事業特別会計予算に対して、反対討論を行います。

今回の介護保険事業特別会計予算は、議案第43号での介護保険条例の一部改正を踏まえて作成されたものとなっております。先ほどの介護条例改正での討論では、生活が厳しい中、市民に大幅な負担をかける。市民への説明不足、そして値上げ額の根拠の説明が不十分であるなどの理由を挙げて反対をいたしました。ここでは追加的に、幾つかの点を述べます。

今回の介護保険料のアップは、厚生労働省は全国平均で月5,000円程度になると試算しているようで、中には月額6,000円を超える自治体もあるそうです。糸魚川市では、今回、1,200円増の5,860円が提案されております。2000年のこの制度の開始時は、65歳以上の基準額の全国平均で月2,911円でした。それ以来、改定ごとに上がり、現在は全国平均で月4,160円となっております。このままでは団塊の世代が介護保険を利用する15年後には、平均月1万円の保険料になると言われております。

現在の政府の取り組みは、専ら介護サービスを削る方向で、保険あって介護なしという状態が一層深刻になるおそれがあります。国と自治体の保険料の負担割合を抜本的にふやすことが不可欠ですし、低所得者への減免、負担軽減を考えるべきです。介護を受ける人も介護を支える人も安心できる介護制度への抜本的な見直しが必要です。

以上のことを申し上げ、反対討論とします。

議長（古畑浩一君）

次に、久保田長門議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

久保田議員。〔9番 久保田長門君登壇〕

9番（久保田長門君）

奴奈川クラブを代表いたしまして、議案第4号、平成24年度系魚川市一般会計予算について、賛成討論を行います。

当市は合併8年目を迎え、平成22年度は、変革の年として組織改革を実施し、平成23年度は、これまでの施策の検証を行い、平成24年度は、市の置かれた現状と課題を的確に把握し、合併後から推進してきた施策のさらなる前進を目指しております。さらに本年は、「翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」を目指した系魚川市総合計画後期基本計画を策定し、そのスタートの年でもあります。

歳入については、国は地方財政計画の中で、今年度も地方の一般財源総額を平成23年度と実質同水準を確保し、引き続き、地方に配慮した計画となっております。今後は、人口減による地方交付税の減額が懸念されるが、当市の予算編成方針に掲げられるとおり、将来の安定した歳入確保につながる効果的な事業展開が求められる。市の財政健全化判断比率のうち実質公債費比率は、平成24年度推計では16.8%と示されるが、長期財政計画に基づき分析し、的確な算定が行われております。

歳出については、限られた財源の中、事業が選択と集中により費用対効果の上がる事業展開が計画されています。施策においては拡充、継続事業に続き、新規事業が25件計画され、当市の現状と課題を把握し、将来を見据え、市民サイドに立った事業として高く評価します。

健康福祉分野においては、少子化対策として保育料、子ども医療費、子ども手当費の充実が見てとられます。

特別支援教育を支えるはったつ応援事業では、市の9歳までの子育てを大切にす方針が新規事業での取り組みで、4年の歳月を経て実行の運びとなります。

また、医療施設の充実を目指した系魚川総合病院救急外来棟整備事業と、看護師就職助成交付事業を高く評価します。そして医師養成資金貸与事業の事業効果で、24年度、系魚川総合病院において医師、研修医の2名を確保実現は、極めて高い評価をすべきであります。

教育分野においては、学校改革整備事業要綱は、いずれも耐震設計の継続事業であるが、特別支援学校校舎、あるいは小体育館建設は、特別支援教育の環境づくりに果たす役割は大きい。

保育園等整備事業は、幼児教育の充実につながり、地区公民館施設整備事業の耐震補強6館、実施設計4館は、ハード面において、それぞれの地区でのコミュニティ活動の追い風となっております。

生活基盤分野においては、新幹線開通に向けられたまちづくり事業も7事業がメジロ押しで、市民要望に沿った整備を期待し、心待ちにしております。

下水道整備事業では浦本地区へ集中し、早期完成が望まれます。また、安心・安全住まいる事業は、耐震診断が平成24年度から無料化、各種補助事業は時を得てタイムリーと受けとめます。

漁港海岸保全施設事業は、大和川地域の海岸線住民にとりまして、高波、高潮への恐怖は長年の懸案であり、強く願うところであります。

産業分野においては、新規事業のなりわいパートナー創出事業は、マンパワーによる創造的なビジネスサポート、相談者の目線に立った個別支援を実施し、企業と企業を結びつけるビジネスマッチングの場を創出するため、系魚川市もチャレンジスピリットを持つべきと提言します。

ジオパーク観光誘客に対する整備事業は、平成27年春開業の新幹線開通をにらんで、我々糸魚川市が、光輝く地方都市になれるか生死の分水嶺となってきます。

また、木質ペレット製造施設整備事業では、木質チップの導入可能になれば、当市の間伐材の処理が著しく改善されて、林業の画期的な発展に結びつけられる計画の策定を要望しますとともに、具体的に今後ストーブでペレット、あるいはチップ材の利用を推進するためにも、補助すべきと考えております。

生活環境分野においては、大野地区の一般廃棄物最終処分場適正化等整備事業において、また、田中地区の産業廃棄物最終処分場適正化事業の両事業においては、順調に工事が進捗することを強く願うものであります。

消防整備事業については、機材の補充、整備、消防団の安全確保等、その優先順位を策定し、推進を望みます。

終わりに、地域づくり実施分野においては、地域づくり活動支援事業については、行政側が協働のアプローチを出しても、住民側にそのやる気の醸成がなければ、ただ絵に描いたもちとなります。3地域の均等発展の見地に立ち、能生地域上南地区の地域プロジェクトモデル事業は、地域発展の起爆剤となれることを期待しております。

本年度予算のいずれの計画も選択と集中により執行され、その費用対効果が最大限に発揮されることが求められます。市民が糸魚川に住んでよかったと思うまちづくり目指し、我々議会議員も強くその職責が問われております。

議案第4号、平成24年度糸魚川市一般会計予算の執行においては、米田市長をはじめとする全職員に対し、大いに期待するところであります。何とぞ議員各位よりご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（古畑浩一君）

次に、鈴木勢子議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

鈴木議員。〔25番 鈴木勢子登壇〕

25番（鈴木勢子君）

25番、鈴木です。

議案第4号、平成24年度糸魚川市一般会計予算について。

新年度では、「安全安心、元気なまちづくり」「心豊かな人を育むまちづくり」「新幹線開業に向けたまちづくり」の3点のまちづくりが重点施策として挙げられております。まちづくりは一人一人の市民参加が基本で、そのきめ細かな施策の展開がなかなか見えません。

7款、商工費、観光費において、観光誘客宣伝費、観光案内板などに約8,500万円が計上されております。さらに別枠でジオパーク事業費に、これまで3年間、約1億数千万円の血税を投じてきましたが、新年度でも約5,000万円以上が予算化され、まさにジオパーク事業は大盤振る舞いと市民から指摘されても仕方ありません。

また、このため市民の3分の1を占める高齢者へのしわ寄せも多く、財源が厳しいからと高齢者おでかけ支援事業での予算は約1,500万円、合併時から大きく後退していることを忘れてはな

りません。高齢者配食サービスについても、食べるということの意義や、介護予防にもつながることを深く考え、より質の高い配食サービス事業へと進んでほしいものです。

次に、生命尊重を行政の基本姿勢にと願う立場から、海拔5.2メートルの糸魚川小学校改築工事では9億9,000万円以上を投じながら、なぜしっかりとした津波対策が図られていないのでしょうか。ひとみかがやく日本一の子どもと言いながら、津波への避難対策も不明確で、これで重点施策の安全安心のまちづくりなのでしょう。次世代を担う子どもたちは地域の宝でもあり、いかなる子どもたちも大切に、健やかにはぐくむことが大人たちの責務ではないのでしょうか。

さらに子どもたちが保育所、保育園、幼稚園、小・中学校の集団現場で、虫歯予防と称して行っているフッ化ナトリウムによるフッ素洗口について、日本弁護士連合会の昨年2月の意見書が生かされておらず大変残念であります。WHOでは、幼少期の子どもたちに高濃度のフッ素塗布の危険性を警鐘しており、成長期の子どもたちが長い間、口に含むことは好ましいことではありません。

新年度予算では、第4款、衛生費で計上されていますが、事業の実施主体は教育委員会であり、0歳から18歳までの一貫教育を進めようとする中で、健やかな子どもたちの育成のため、今、大人たちが何をなすべきかを真剣に考えるべきではないのでしょうか。教育委員会、教育委員の目線は、一体どこに向けられているのでしょうか。虫歯予防は幼少期からの甘味制限や歯磨きで十分に予防することができ、インフルエンザのような感染力の高い病気ではありません。日弁連の意見書を真摯に受けとめ、新年度からの中止を強く求めるもので、かけがえのない命をはぐくんでいきましょう。

最後に、新年度においても市民がいつも市政の真ん中で、その命と暮らしが一番大切にされるきめ細かな市政運営のため、全職員が一体となって縦割り行政への弊害から脱却し、真剣に職務に取り組んでほしいと切に願うものであります。

以上、反対討論といたします。

議長（古畑浩一君）

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

議案第4号、平成24年度糸魚川市一般会計予算についての反対討論をさせていただきます。いま1つ、後期高齢者医療についてなども続けてさせていただきます。

まず、4号について。公の何よりの責務は、弱い立場に立ったとき、あるいは立った人への対応にあると私は考えております。

7款1項4目、ジオパーク推進費は、前年比21%の増、ところが3款1項4目、老人福祉費は前年比14%の減、皆同じ財源なんです。しかも限られた財源なんです。もちろん、老人イコール弱者というわけでもありません。また、単純な数字だけですべてを論ずるわけでもありません。

しかし、いや応なしに私たちは弱くなります。それが年をとることでもあり、体が悪くなることでもあり、事故や不幸に遭うことでもあります。だとしたら、私はやはりそういった人への配慮をまずは優先していくべきだと、あるいは、優先して予算編成すべきだと考えます。

もちろん幾つかの場面で出ておりますけれども、行政執行に当たっては、それぞれが、それなりに限られた財源を使っていく姿勢がありましょう。同じように、今、議員が26人おります。それぞれが、それなりの姿勢で、当然、意見の開陳があつてこれも当然であります。

ということで、議案第4号、平成24年度糸魚川市一般会計予算について、全体的な取り組み姿勢からして、弱い者への対応からして反対せざるを得ません。

以上、議案第4号、平成24年度一般会計予算について反対討論とさせていただきます。

次に、議案第7号、平成24年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計予算について、反対討論であります。

これは昨年、前々年も言いましたけども、現政権は政権発足に当たって、後期高齢者医療制度の廃止、見直しをうたいました。そして少なくとも当時国民の多くは、このマニフェストに賛意を表し、期待を寄せたはずであります。ところが、後期高齢者という枠に囲い込んでの医療体系そのものは、依然そのままというのが現実であります。残念ながら、その延長線上にあるのが当予算であります。

ということで、議案第7号、平成24年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計については、反対をせざるを得ません。以上、反対討論とさせていただきます。

以上であります。ありがとうございました。

議長（古畑浩一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

久保田議員。

9番（久保田長門君）

それでは訂正させていただきます。

先ほど生活環境分野のところ、産業廃棄物の件で申し上げましたところ「田中地区」と申し上げましたが、「市野々地区」と申し上げるところを、間違えてそのような発言をさせていただきました。訂正とおわびを行います。

議長（古畑浩一君）

賛成討論における地域の呼び間違いの修正のお願いであります。

これを認めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認め、修正をお願いいたします。

それでは、これより議案第4号、平成24年度糸魚川市一般会計予算を採決をいたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（古畑浩一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第5号、平成24年度系魚川市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第6号、平成24年度系魚川市国民健康保険診療所特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第7号、平成24年度系魚川市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

+

議長（古畑浩一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第8号、平成24年度系魚川市介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

+

議長（古畑浩一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第9号、平成24年度系魚川市柵口温泉事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第10号、平成24年度系魚川市有線テレビ事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第11号、平成24年度糸魚川市公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第12号、平成24年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第13号、平成24年度糸魚川市簡易水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第14号、平成24年度糸魚川市集合支払特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第15号、平成24年度糸魚川市水道事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第16号、平成24年度糸魚川市ガス事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

日程第 8 . 議案第 5 3 号

議長（古畑浩一君）

次に、日程第 8、議案第 5 3 号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 5 3 号は、教育委員会委員の任命についてでありまして、現在、教育委員会委員の藤浪美香さんの任期が、平成 2 4 年 5 月 1 9 日をもちまして満了となりますことから、再度お願いいたしたく、議会の同意をお願いしたいものでございます。

以上であります、よろしくお願い申し上げます。

議長（古畑浩一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本案につきましては、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、委員会の付託を省略することと決しました。

これより議案第 5 3 号、教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、これに同意することと決しました。

日程第 9 . 諮問第 1 号

議長（古畑浩一君）

次に、日程第 9、諮問第 1 号、人員擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 1 号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでありまして、現在、人権擁護委員をお願いいたしております岡田 晋さんの任期が、平成 24 年 6 月 30 日で満了いたしますことから、再度推薦させていただきたく、議会のご同意をお願いいたしたいものであります。

以上であります、よろしくお願い申し上げます。

すみません。「諮問第 1 号」と申し上げるところを「議案第 1 号」と申し上げまして、ご訂正を願いまして、おわびを申し上げます。

議長（古畑浩一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本案につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、委員会の付託を省略することと決しました。

これより諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することと決しました。

日程第 10 . 議案第 56 号

議長（古畑浩一君）

次に、日程第 10、議案第 56 号、平成 24 年度糸魚川市一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

議案第 56 号は、平成 24 年度一般会計補正予算（第 1 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 2,000 万円を追加し、総額を 297 億 3,000 万円といたしております。農地の消雪促進対策費、及び農林道除雪費の追加を行うものであります。

歳入につきましては、前年度繰越金を充当いたします。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長から説明をいたします。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

齊藤企画財政課長。〔企画財政課長 齊藤隆一君登壇〕

企画財政課長（齊藤隆一君）

議案第 56 号、平成 24 年度糸魚川市一般会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。

本日お手元に配付の資料も、あわせてごらんをいただきたいと思います。

今冬の記録的な豪雪により市内の山間地域においては、昨年と同時期に比べまして、おおむね 1.7 倍の積雪状況となっており、新潟地方気象台の雪消え予報でも平年に比べ 10 日から 20 日程度遅くなると予想されていることから、今後の農作業に遅延が生じ、主要農作物の安定生産に支障が生じることを防止するため、市単独で農地の消雪促進対策事業を実施するものであります。

また、ほ場に通じる主要な耕作道路、及びヒスイ峡などの主要なジオサイトへ通じる林道の除雪委託料につきましても、当初予算でそれぞれ確保したところでありますが、さらなる不足が見込まれますことから追加補正を行うものであります。

最初に、歳出について説明いたします。

議案書の 10 ページ、11 ページをお願いします。

6 款、農林水産業費の 1 項 3 目、農業振興費の 3 4、消雪促進対策事業について、消雪促進対策事業補助金 500 万円の追加、5 目、農地費の 6、農業用施設維持管理費について、耕作道路除雪委託料 1,000 万円の追加、2 項 2 目、林業振興費の 3 1、林道施設維持管理費について、除雪委託料 500 万円の追加であります。

続いて、歳入について説明いたします。

議案書の 8 ページ、9 ページをお願いいたします。

19款、繰越金、1項1目、繰越金では、前年度繰越金を見込んでおります。
以上で説明を終わります。
よろしくご審議をお願いいたします。

議長（古畑浩一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。
ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。
お諮りをいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、委員会の付託を省略することと決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第56号、平成24年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

日程第11．閉会中の継続調査について

議長（古畑浩一君）

次に、日程第11、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員会委員長より、会議規則第104条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することと決しました。

日程第 1 2 . 議員派遣について

議長（古畑浩一君）

次に、日程第 1 2、議員派遣についてを議題といたします。

上越 3 市議会議員合同研修会、糸魚川・大町 2 市議会議員連絡協議会、糸魚川市・小谷村・白馬村議会議員連絡協議会、糸魚川市・朝日町議会議員連絡協議会、以上につきまして、会議規則第 1 6 0 条の規定により 2 6 人の議員全員を派遣いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、2 6 人の議員全員を派遣することと決しました。なお、日程等につきましては、後日通知をいたします。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり米田市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

平成 2 4 年第 2 回市議会定例会閉会にあたりまして、お礼を兼ねまして一言ごあいさつを申し上げます。

去る 2 月 2 7 日から本日までの長期間にわたり、平成 2 4 年度予算をはじめ多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただきましたことに対して厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に 7 点について、ご報告申し上げます。

最初に、職員の処分について、ご報告申し上げます。

山ノ井保育園（仮称）新築工事（建築）の遅延及び入湯税条例と老人いこいの家運営事業の不一致事案につきましては、糸魚川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の規定に基づき、本日付で関係職員を処分いたしました。

両事案に対する責任につきましては私自身も重く受けとめており、今後、このようなことのないよう真摯に取り組んでまいり所存であります。

なお、山ノ井保育園（仮称）新築工事（建築）の工事の遅延に関する、私、市長、副市長及び教育長の監督責任につきましては、責任の所在が明確となった時点で改めて提案させていただく考えでありますので、議員各位のご理解をお願い申し上げます。

2 点目に、高額寄附の申し出について、ご報告いたします。

3 月上旬、当市にゆかりのある方から 3, 0 0 0 万円の一般寄附の申し出がありました。現在、手續等を進めているところであり、用途につきましては、文化及び教育振興に役立てていただきました

いとのことでありました。

なお、寄附者の強い希望により、氏名及び住所等は公表いたしません。

3点目に、糸魚川ジオパークカレッジの開講について、ご報告申し上げます。

このたび、東京大学庭師倶楽部が中心になり、糸魚川ジオパーク全体をキャンパスとして糸魚川ジオパークカレッジを開講することとなりました。

人と文化と自然のかかわり、自然力との共存共栄について、糸魚川ジオカレッジ構築による環境学習のカリキュラムと、ジオキャンパスにおける実践学習をもとに学んでまいります。

平成24年6月を開講予定といたしており、受講内容は、基礎学、応用学等の座学や、現地学習、卒論等で、年間32単位を履修、修得いたすカレッジであります。

広報等により、本日から受講者24名の募集を始めたところでありますが、ジオパークの学術的な知識の習得や、ジオパークを活用した地域発展にもつながりますことから、市といたしましても東京大学庭師倶楽部の皆さんと連携し、進めてまいります。

4点目に、豪雪対応について、ご報告申し上げます。

山間部においては、いまだ相当の積雪があり、例年に比べ、雪解けまでには時間がかかる見込みであります。市といたしましては、今後、気温の上昇に伴う融雪災害への警戒を強める必要がありますことから、3月23日付で豪雪災害対策本部から融雪災害警戒本部に切りかえております。

5点目に、北陸新幹線に関する事項について、ご報告申し上げます。

去る3月16日に泉田新潟県知事と石川鉄道・運輸機構理事長との面談が行われ、北陸新幹線建設費負担金協定が締結をされました。

また、2月17日の前田国土交通大臣と泉田新潟県知事の合意に基づき、県内への停車等の問題、及び並行在来線への支援について、国土交通省と新潟県の第1回目の協議が3月21日に行われております。

次に、北陸新幹線糸魚川駅新築工事の契約についてであります。去る3月9日付で契約が締結され、請負者は、熊谷・名工・田辺 北陸新幹線糸魚川駅新築特定建設工事共同企業体であり、工期は30カ月であります。

工事内容につきましては、駅本屋約1,760平方メートル、旅客上屋約6,400平方メートルの新築工事が主なものであります。

6点目に、行政改革実施計画及び定員適正化計画の策定について、ご報告申し上げます。

平成23年3月に策定いたしました第2次行政改革大綱に基づき、平成24年度から平成26年度までの行政改革実施計画、及び平成24年度から平成28年度までの定員適正化計画を策定し、本日お手元にご配付をさせていただきました。

最後に、条例及び予算の専決処分について、ご報告申し上げます。

国会の動向にもよりますが、地方税法の改正に伴い市税条例、都市計画税条例及び国民健康保険税条例の一部改正について、3月30日、専決処分を行う予定であります。

また、平成23年度一般会計につきましても事業費が確定し、歳入歳出の整理補正を行いたいことから、3月30日に専決処分を行う予定であります。

以上、7点について、ご報告申し上げます。

議員各位をはじめ市民の皆様から一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

+

終わりに、平成24年6月市議会定例会の招集日を、6月11日(月曜日)とさせていただきたくご報告を申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

議長(古畑浩一君)

これをもちまして、平成24年第2回糸魚川市議会定例会を閉会といたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

午後1時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+

+

+